

広島県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の運転免許取得者等検査について、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条に規定する方法を認定したので、同法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する同法第108条の32の2第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年4月3日

広島県公安委員会
委員長 北 川 祐 治

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地	方法の区分	方法の名称	認定年月日
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	川 端 伸 夫	広島中央自動車学校	広島市西区観音新町二丁目10番17号	規則第1条第1号に規定する方法	認知機能検査同等認定検査	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	運転技能検査同等認定検査	
高島産業株式会社中国自動車学校	広島市南区宇品東三丁目1番50号	田 中 浩 洋	中国自動車学校	広島市南区宇品東三丁目1番50号	規則第1条第1号に規定する方法	認定中国認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定中国運転技能検査同等	
株式会社高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	田 上 克 彦	高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	規則第1条第1号に規定する方法	広島県公安委員会認定認知機能検査同等課程	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	広島県公安委員会認定運転技能検査同等課程	
株式会社海田自動車学校	安芸郡海田町蟹原一丁目4番73号	小 川 佳 浩	海田自動車学校	安芸郡海田町蟹原一丁目4番73号	規則第1条第1号に規定する方法	認定海田認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定海田運転技能検査同等	

中国産業株式会社	東広島市西条町御菌宇6180番地	福居裕晃	賀茂自動車学校	東広島市西条中央三丁目7番13号	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	
			東広島自動車学校	東広島市西条町郷曾1127番地22	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	
道祖園株式会社	安芸郡海田町三迫一丁目29番24号	上本益統	道祖園自動車学校	東広島市八本松町原10706番地1	規則第1条第1号に規定する方法	認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	運転技能検査同等	
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目9番1号	堀川直行	竹原自動車学校	竹原市中央四丁目9番1号	規則第1条第1号に規定する方法	広島県公安委員会認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	広島県公安委員会認定運転技能検査同等	
新星工業株式会社	三原市小坂町891番地の1	坪内孝道	三原自動車学校	三原市小泉町小原山10160番地4	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地1	迫田祐	広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地1	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	

株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	横田 尚 哉	山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	
			東洋自動車学校	福山市北本庄四丁目6番1号	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	
株式会社芦田川ドライビングスクール	福山市御幸町森脇250番地	船石 光 則	芦田川自動車学校	福山市御幸町森脇250番地	規則第1条第1号に規定する方法	広島県公安委員会認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	広島県公安委員会認定運転技能検査同等	
公益財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号	小丸 成 洋	広島県三次自動車学校	三次市島敷町1880番地11	規則第1条第1号に規定する方法	認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	運転技能検査同等	
株式会社三次インター自動車学校	三次市東酒屋町545番地	升本 和 良	三次インター自動車学校	三次市東酒屋町545番地	規則第1条第1号に規定する方法	認定認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	認定運転技能検査同等	
有限会社東城自動車教習所	庄原市東城町戸宇588番地	伊藤 佳 明	東城自動車教習所	庄原市東城町戸宇588番地	規則第1条第1号に規定する方法	認知機能検査同等	令和5年3月22日
					規則第1条第2号に規定する方法	運転技能検査同等	